

警備実施要則の制定について（通達）

（昭38.11.28乙備発第5号、乙保発第13号、警察庁次長から各都道府県方面公安委員会委員長、本庁各局長、各局参事官、警察大学校長、科学警察研究所長、皇宮警察本部長、各管区警察局長、東京都警察通信部長、北海道警察通信部長宛）

このたび、別添のとおり警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号。以下「要則」という。）が制定され、きたる12月1日から施行されることとなり、これに伴い、警備実施要則（昭和29年国家公安委員会規則第15号。以下「旧要則」という。）は廃止されることとなったが、要則の制定の経緯、解釈運用上の注意事項等は次のとおりであるから運用上誤りのないようにされたい。

命により通達する。

記

第1 制定の経緯

旧要則は、昭和29年に制定施行されて以来、今日にいたるまで警備実施の準則としての役割を果たしてきたのであるが、この間において各都道府県警察から多くの意見が寄せられたように、その後の警備実施の経験からみて必ずしも実情に即しているとはいえない難い条項も散見されるに至ったのである。

警察庁としては、そのつど所要の改正を行ない、実情に沿うよう努力したわけであるが、他面、旧要則の全面的検討にも着手し、進んでは新しい警備実施要則の制定をめざす作業をも開始することとなったのである。特に、昭和36年からは、庁内関係各課と数都道府県警察の関係職員をもって委員会を設けて審議を進めたのであるが、今般これらの作業の結果成案を得たので、これについて所定の審議を行ない、国家公安委員会規則として制定されるに至ったものである。

第2 要則の性格

要則は、国家公安委員会が警察法施行令（昭和29年政令第15号）第13条の規定に基づき、警察法第5条第1項に規定する任務のうち国の公安に係る警備実施をつかさどり、および警備実施に関する調整を行なうために、警備実施にあたる者の心構え、警備実施の計画、警備実施の要領その他警備実施に関し必要な事項について定めた国家公安委員会規則である。

要則は、直接都道府県警察を拘束する効力を有するが、各都道府県にはそれぞれ異なった地方的事情があるので、要則においては、一律に規定することを避け、全般に共通する事項について一般的抽象的に定めている。

各都道府県警察においては、必要により各都道府県公安委員会規則により、地方的実情に応じて具体的細部の事項を定めることとされたい。その際、便宜上、要則の規定の内容を繰返して規定することはさしつかえない。

第3 制定にあたり特に留意した事項

要則は、治安、災害、雑踏の各警備実施についてその基本的事項を定めたものであることは、旧要則と異ならないが、制定にあつては、特に全般的に簡明なものとするに努めるとともに、次の諸点に留意した。

1 対象となる事案

要則の対象となる事案は、警備犯罪、災害および雑踏事故であり、規模的には、緊急事態その他国の公安に係るものから日常頻発する小規模なものまで、態様的には、いわゆる定型的事案、突発的事案等のすべてを含むものである。

2 内容

要則は、旧要則と同様に部外にも出されることを前提としているので、その内容は部外に出てもさしつかえないものの範囲にとどめられている。

従つて、警備戦術、警備実施要領の細目等部外に知られることが不適当なものについては、別途部外秘として通達するか、または執務資料として示達する予定である。

なお、警備戦術、警備実施要領の細目については、当分の間、警備実施要領（昭和25年国家地方警察訓第36号）および警備部隊活動要領等の既存の警備実施執務資料を可能な範囲において活用することとされたい。

3 細部の事項

要則により、各都道府県警察における警備実施について、その細部に至るまで一律に拘束することは弊害が多いので、細部については、必要により各都道府県警察においてそれぞれ定めることとし、要則の規定は大綱のみにとどめてある。

4 部隊編成

旧要則は、部隊を一般部隊、機動隊、特科部隊に分類し、それぞれについて基礎隊の編成および連合隊の編成の基準等を詳細に定めていたが、実情に即しない面があったので、要則においてはこれを大幅に改め、部隊編成を弾力的に行なうことができるようにした。

5 警備計画

旧要則は、基礎調査および情勢判断を行ない、計画対象を指定して警備計画を作成することとし、ぼう大なデスクプランを要求していたが、実情に即しない面があっ

た。計画対象の指定は、すでに昭和32年より運用を停止していたところであり、また向う1年間を予定して作成する実施計画は、作成する労に対して効少ないものであり、警備本部計画および部隊編成計画もまた同様であった。

要則は、計画対象の指定を廃止して年間情勢判断に含めるとともに、警備計画を警備実施に必要な基礎的事項について作成する基礎計画および事案に即して作成する具体的な実施計画とに大別し、いずれについてもデスクプランは真に必要なもののみにとどめ、実情に即しうるようにした。

第4 要則に基づく資料および計画等の取扱い

要則自体は、秘扱いにしていなかったが、要則に基づく基礎調査資料、年間情勢判断に関する資料、基礎計画、実施計画等は、当然秘扱いにすべきものが多いと思われるので、これらについては確実に秩密保持の措置を講ぜられたい。

第5 解釈運用上の注意事項

第2条（警備実施の目的）

治安警備の対象は、「国の公安または利益にかかる犯罪ならびに政治運動、労働運動その他の社会運動に伴って発生する犯罪」である。これを旧要則においては「多衆犯罪」と指称していたが、その表現はやや不明確であるので、「警備犯罪」と指称することとした。

雑踏事故には、人身事故、物件破損事故のみならず、雑踏に起因する紛争等も含まれる。

第4条（通信の組織に関する措置）

警備実施にあたっては、都道府県警察と警察通信組織とが密接に連絡、協力し、事実上一体的に活動することが必要であるので本条を設けたものである。ただし、警察法上、都道府県警察と警察通信組織は別個の機関であるから、本条が設けられたことによって、警察通信組織が都道府県警察の組織に吸収され、あるいは通信職員の身分に変更をきたすものでないことはもちろんである。

第5条（警備本部の設置）

警備本部を設置するかどうか、どのような規模のものにするかは任意であることを明らかにしたものである。

第6条（警備本部の組織）

(1) 警備本部長には、原則として警察庁等の長があたるものとし、事案の規模、態様にかんがみまたはその他の理由により他の者を充てるのが適当な場合には、その

ようにしてもよいことを明らかにしたものである。

- (2) 警備本部には、必要により、副本部長、幕僚長その他の職員を警備本部員として置くこともさしつかえない。

第7条

本条は、警備本部に比較的多くの場合に置かれる係を例示したものである。

係を置くかどうか、どのような係を置くかは任意である。

第8条（部隊の区分）

部隊は、警備実施の目的達成のための主たる任務の遂行にあたる一般部隊と、従たる任務の遂行にあたる特科部隊とに区分するとともに、特科部隊を、必要により一般部隊に付置すべきことを定めたものである。

一般部隊の部隊員には、通常機動隊、警察署等に勤務する警備要員が充てられ、特科部隊の部隊員には、通常都道府県警察本部または警察署に勤務する警備要員であつて、平素公安、警備、捜査、鑑識等に専従する者が充てられることが多いであろう。

第9条（部隊の単位および編成基準）

- (1) 一般部隊の編成は、いわゆる3・3編成を原則とし、かつ、分隊は11人をもって編成することを原則としたが、旧要則が一律に規定していたのに比較して融通性をもたせ、実情に即しうるように規定したものである。
- (2) 特科部隊の単位および編成については、その任務の特殊性から、要則において一律に基準を設けることは実情に即しない面があるので、それぞれの組織等の実情に応じ、警察庁等の長が適宜定めるべきこととした。
- (3) 必要により、伝令、通信、操車等の要員を部隊に付置することもさしつかえない。

第16条（部隊編成計画）

部隊編成の規模は、各都道府県の実情により、最も動員しやすく、運用しやすいように定めるべきことを規定したものである。

最大規模の部隊編成とは、全警察職員のおおむね三分の二をもってする編成と承知されたい。

第17条（部隊運用計画）

いわゆる定型事案と称せられるものの場合ように、発生する事案の規模、態様等があらかじめ予想しうる場合は、これに適合するように部隊運用計画を平素から作成しておくべきことを定めたものである。

第22条（実施計画）

旧要則には、具体的事案に対処するために作成する実施計画について規定がなかったか、要則においては、警備実施の円滑適正を図るため、具体的事案の処理にあたり、実施計画を作成すべきことを定めたものである。

実施計画は、必ずしも文書にすることを要しないことは当然である。

第27条（部隊または装備資器材等の援助）

部隊または施設もしくは装備資器材等の援助を要求し、またはこれに応ずる場合の、相互の連絡について定めたものである。

(1) 部隊の援助を要求し、またはこれに応ずる場合は、おおむね次の事項を相互に連絡するとともに、都道は直接警察庁に、府県警察は管区警察局を經由して警察庁に連絡されたい。

- ア 援助要求の理由
- イ 援助部隊の任務
- ウ 援助部隊の人員、服装および装備資器材等
- エ 援助期間
- オ 援助部隊の到着希望の日時および場所
- カ 援助部隊の長の階級および氏名
- キ 援助部隊の輸送の方法および経路

(2) 施設または装備資器材等の援助を要求し、またはこれに応ずる場合は、おおむね次の事項を、部隊の援助の場合の手續に準じて連絡されたい。

- ア 援助要求の理由
- イ 援助施設または援助装備資器材等の種目、規格および数量
- ウ 援助期間
- エ 援助施設または援助装備資器材等の受入れ希望の日時および場所

第28条（記録）

警備実施における部隊活動については、事案終了後裁判所、国会または地方議会等において問題として取上げられる場合が多くなっており、また将来の警備実施技術の向上を図るための資料を収集する必要もあるので、所要の事項について詳細に記録しておくべきことを定めたものである。

第6 皇宮警察本部の行なり警備実施

皇宮警察本部の行なり警備実施については、要則を準用することとするので、皇宮警察本部においては、都道府県警察の例に準じて措置されたい。

第7 経過措置

- 1 警察庁から示すべき昭和39年の年間情勢判断の要旨は、昭和38年11月2日「昭和39年度警備警察運営に当っての重点目標について」中の第1「情勢」をもってこれに充てるものとし、当分の間は、この例によるものとする。
- 2 旧要則に基づいて作成された基礎調査資料、警備本部計画および部隊編成計画は、要則に基づくこれらの資料または計画が作成されるまでの間は、それぞれ要則の相当規定に基づいて作成されたものとみなす。

第8 報告

都道府県警察が、警備実施に関する公安委員会規則その他の規範を作成したときは、すみやかに警察庁長官あて報告されたい。

改廃したときも同様報告されたい。

国家公安委員会規則第3号

警察法施行令（昭和29年政令第15号）第13条の規定に基づき、警備実施要則を次のように定める。

昭和38年11月14日

国家公安委員会委員長 早川 崇

警備実施要則

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 警備本部および部隊

第1節 警備本部（第5条—第7条）

第2節 部隊（第8条—第10条）

第3章 平素の措置

第1節 基礎調査および年間情勢判断（第11条・第12条）

第2節 基礎計画（第13条—第21条）

第4章 警備実施

第1節 通則（第22条—第34条）

第2節 治安警備実施（第35条—第39条）

第3節 災害警備実施（第40条—第43条）

第4節 雑踏警備実施（第44条—第46条）

附則

第1章 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、警備実施にあたり守るべき心構え、警備実施の計画、警備実施の要領その他警備実施に関し必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(警備実施の目的)

第2条 警備実施は、警備犯罪、災害または雑踏事故（以下「事案」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合において、部隊の運用を伴う警察活動により、個人の生命、身体および財産を保護し、ならびに公共の安全と秩序を維持することを目的とする。

(警察職員の心構え)

第3条 警察職員は、警備実施の任務の重要性を認識し、常に関係法令の研究および警備実施に関する知識技能の習得に努め、警備実施方法の工夫改善に意を用いるとともに、警備実施にあたっては、一致協力し、全力を尽くして、任務の遂行に努めなければならない。

(通信の組織に関する措置)

第4条 この規則において、警視庁には東京都警察通信部を、北海道警察本部には北海道警察通信部を、府県警察本部には府県通信所を、方面本部には方面通信出張所を、それぞれ含むものとする。

第2章 警備本部および部隊

第1節 警備本部

(警備本部の設置)

第5条 警察庁、管区警察局、警視庁、道府県警察本部、方面本部および警察署（以下「警察庁等」という。）の長は、警備実施にあたり、その全般の統括のため、必要により所要の規模の警備本部を設置する。

(警備本部の組織)

第6条 警備本部は、警備本部長および幕僚その他の警備本部員をもって構成する。

2 警備本部長は、特に必要があつて他の者をもつて充てる場合を除き、警察庁等の長をもって充てる。

3 幕僚その他の警備本部員は、警備本部長の命を受け、警備本部の事務を分掌する。

第7条 警備本部に、必要により実施、情報、捜査、鑑識、救護、給養、交通、広報、通信等の係を置く。

第2節 部隊

(部隊の区分)

第8条 部隊は、一般部隊および情報、捜査、鑑識、救護、給養、交通、広報、通信等の特科部隊に区分する。

2 特科部隊は、必要により一般部隊に付置する。

(部隊の単位および編成基準)

第9条 一般部隊の単位は、連隊、大隊、中隊、小隊および分隊とし、その編成は、おおむね次の各号に掲げるところによる。

- (1) 連隊は、連隊長および大隊3をもって編成する。
- (2) 大隊は、大隊長および中隊3をもって編成する。
- (3) 中隊は、中隊長および小隊3をもって編成する。
- (4) 小隊は、小隊長および分隊3をもって編成する。
- (5) 分隊は、分隊長以下11人をもって編成する。

2 連隊をこえる一般部隊の単位およびその編成は、警察庁等の長が必要によりそのつどめ定める。

3 特科部隊の単位およびその編成は、警察庁等の長が定める。

(部隊本部の組織)

第10条 部隊には、必要により所要の規模の部隊本部を置く。

2 第7条の規定は、部隊本部の組織について準用する。

第3章 平素の措置

第1節 基礎調査および年間情勢判断

(基礎調査)

第11条 警察庁長官、管区警察局長、警視総監、道府県警察本部長および方面本部長は、警備実施に必要な基礎的事項の調査を行ない、基礎調査資料を作成する。

2 前項の基礎調査資料を修正する必要があるときは、すみやかにこれを行なう。

(年間情勢判断)

第12条 警察庁長官は、毎年末、翌1年間の警備実施に必要な年間情勢判断を行ない、その要旨を、管区警察局長、警視総監、道府県警察本部長および方面本部長に知らせる。

2 管区警察局長または道警察本部長は、毎年末、前項の年間情勢判断の要旨に基づき、その管轄区域について翌1年間の警備実施に必要な年間情勢判断を行ない、必要によりその要旨を、当該管轄区域内の府県警察本部長または方面本部長に知らせる。

- 3 警視総監は第1項の、府県警察本部長および方面本部長は前2項の年間情勢判断の要旨に基づき、その管轄区域について、翌1年間の警備実施に必要な年間情勢判断を行なう。
- 4 警察庁長官、管区警察局長、警視総監、道府県警察本部長および方面本部長は、前3項の年間情勢判断を修正する必要があると認めたときは、すみやかにこれを行ない、前3項の定めるところに準じて措置する。

第2節 基礎計画

(基礎計画)

第12条 警察庁等の長は、第11条の基礎調査資料および前条の年間情勢判断に基づき、警察官および特に指定されたその他の警察職員（以下「警備要員」という。）の招集および参集、警備本部の組織、部隊の編成、部隊の運用その他警備実施に必要な事項について基礎計画を作成する。

(招集・参集計画)

第14条 招集計画の内容は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 招集すべき場合
- (2) 招集命令伝達方法
- (3) 応招要領

2 参集計画の内容は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 参集すべき場合
- (2) 参集場所
- (3) 携行品

(警備本部計画)

第15条 警備本部計画の内容は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 幕僚その他の警備本部員の差出区分および所掌事務
- (2) 設置場所
- (3) 通信連絡の手段

(部隊編成計画)

第16条 部隊編成計画は、警察庁等において編成することができる最大規模の部隊および所要の規模の部隊について作成する。

2 前項の編成計画の内容は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 部隊の区分

(2) 部隊長および部隊員の差出区分

(3) 部隊の装備資器材および通信資機材（以下「装備資器材等」という。）

（部隊運用計画）

第17条 部隊の運用に関する計画は、発生が予想される事案に適合するように作成する。

（基礎計画の修正）

第18条 警察庁等の長は、前4条の計画を修正する必要があるときは、すみやかにこれを行なう。

（施設・装備資器材等の整備）

第19条 警察庁等の長は、警備実施に必要な施設および装備資器材等の適正な配分および整備に努める。

2 警察庁等の長は、警備実施に必要な施設および装備資器材等に関する相互の援助および自衛隊その他の関係機関等からの支援または借入れについて、必要によりあらかじめ措置する。

（関係機関との協力）

第20条 警察庁等の長は、関係機関と平素から緊密に連絡するとともに、相互に協力し、整備実施が適切に行なわれるよう留意する。

（教養訓練）

第21条 警察庁等の長は、あらゆる機会を活用し、次の各号に掲げる事項について、警備要員に対し、計画的に教養訓練を行なう。

(1) 警備関係法令

(2) けん銃・警棒等の操法、装備資器材等の用法、逮捕術、救急法その他警備要員として必要な技術

(3) 警備要員の招集、部隊編成および部隊活動

第4章 警備実施

第1節 通則

（実施計画）

第22条 警察庁等の長は、事案が発生し、または発生しようとする場合は、情勢判断に基づき、基礎計画を活用して、警備方針を定め、警備本部の運営、警備要員の招集、部隊の編成、部隊の運用その他警備実施に必要な事項について実施計画を作成する。

2 前項の実施計画は、その後の事態の変化に応じ、所要の修正を行なう。

（部隊運用の基本）

第23条 警備実施にあたっては、状況を総合的に判断して警備力の重点的運用に努めるとともに、不測の事態または事態の推移に即応しうるよう所要の予備隊を確保する。

2 警備実施が長時日にわたる場合には、部隊の交替または援助が適切に行なわれるよう留意する。

(部隊運用上の留意事項)

第24条 警備実施現場における部隊の運用については、特に次の各号に掲げる事項に留意する。

(1) 部隊を待機させる場合は、行動開始に便利な場所を選び、かつ、待機中は常に状況の推移に注意して、これに即応しうる態勢を確保すること。

(2) 現場において任務の異なった部隊が活動する場合は、相互の連けいを確保すること。

(3) 特科部隊が活動する場合は、状況により所要の援護を行なうこと。

(通信連絡の確保)

第25条 警備実施にあたっては、所要の通信連絡の手段を確保するとともに、通信連絡の系統および方法を適切にし、状況により通信統制を行なう。

(給養・補給の確保)

第26条 警備実施にあたっては、給養および装備資器材等の補給について、所要の措置を講ずる。

(部隊または装備資器材等の援助)

第27条 警備実施にあたり、部隊または施設もしくは装備資器材等について援助を要求し、または援助の要求に応ずる場合は、事前に所要の事項を相互に連絡する。

(記録)

第28条 警備実施にあたっては、事案の概要、部隊の運用の状況その他警備実施について参考となるべき事項を記録する。

(警備要員の基本的な心構え)

第29条 警備要員は、警備実施にあたり、自己の任務を的確には握して、警備実施の目的達成に努めるとともに、当面する事態に惑わされることなく、冷静沈着に活動しなければならない。

2 警備要員は、警備実施に必要な法令を活用し、状況の推移に応じて適法かつ妥当な措置をとらなければならない。

(不測の事態に対する応急措置)

第30条 警備要員は、警備実施にあたり、不測の事態が発生して、急速な措置を要し、指揮を受けるいとまがない場合は、自己の判断により所要の応急措置をとり、事後すみやかに状況を報告して指揮を受けなければならない。

(警備本部長および部隊長の留意事項)

第31条 警備本部長および部隊長は、警備実施にあたり、特に次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 常に冷静沈着に状況判断を行なうこと。
- (2) 部下を確実に掌握すること。
- (3) 命令は状況に即して具体的に与えるとともに、その遂行状況を確認すること。
- (4) 事案の進展状況、部隊の運用その他必要と認める事項を積極的に報告または連絡すること。
- (5) 給養・補給の確保を図ること。
- (6) 広報を行ない、報道機関および公衆の理解協力を得ること。

(警備本部員および部隊本部員の留意事項)

第32条 幕僚その他の警備本部員または部隊本部員は、警備実施にあたり、その所掌事務に関し、積極的に意見を具申して、警備本部長または部隊長を補佐する。

(部隊員の留意事項)

第33条 部隊員は、警備実施にあたり、特に次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 積極的に部隊長の掌握下にはいること。
- (2) 命令は、その内容を確実に把握するとともに、その遂行状況を適時、積極的に報告すること。
- (3) 相互に助け合い、協力すること。
- (4) 部隊の規律を厳守すること。

(部隊の撤収)

第34条 警備本部長または部隊長は、状況の許す限り、すみやかに部隊を撤収するように努め、特に事案収拾後は、必要以上に部隊を残留させることがないように努める。

第2節 治安警備実施

(基本方針)

第35条 治安警備実施においては、実施計画に基づき、情報収集、広報、検問、実力規制、現行犯逮捕その他の所要の措置を講じて、公安を維持する。

(事前の措置)

第36条 警備犯罪が発生しようとするときは、おおむね次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 情報の収集
- (2) 実地調査
- (3) 検問
- (4) 交通規制
- (5) 広報
- (6) 警告

(実力規制の留意事項)

第37条 実力規制を行なうにあたっては、特に次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 事態に応じ、適切かつ妥当な方法によること。
- (2) 危害を防止すること。

(現行犯逮捕の留意事項)

第38条 現行犯逮捕を行なうにあたっては、特に次の各号に掲げる事項について留意する。

- (1) 被疑者およびその犯行を確認し、適時、適切な方法によること。
- (2) 証拠資料の収集保全、参考人の確保等の措置を講ずること。

(事後の措置)

第39条 警備犯罪の鎮圧後においては、全般の情勢を把握し、状況により広報、交通規制その他の所要の措置を講ずる。

第3節 災害警備実施

(基本方針)

第40条 災害警備実施においては、実施計画に基づき、災害情報の収集、災害警報の伝達、避難、広報、救護、交通規制、犯罪の予防その他の所要の措置を講じて公安を維持する。

(事前の措置)

第41条 災害が発生しようとするときは、おおむね次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 情報の収集
- (2) 実地調査
- (3) 避難措置
- (4) 交通規制
- (5) 広報

(避難措置)

第42条 避難措置を講ずるにあたっては、おおむね次の各号に掲げる事項を避難者に知らせる。

- (1) 避難すべき理由および日時
- (2) 避難先および避難経路

(災害発生時の措置)

第43条 災害が発生したときは、おおむね次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 避難措置
- (2) 人命救助
- (3) 交通規制
- (4) 情報の収集
- (5) 犯罪の予防取締り
- (6) 死体の検視
- (7) 広 報

第4節 雑踏警備実施

(基本方針)

第44条 雑踏警備実施においては、実施計画に基づき、交通規制、広報、実力規制その他の所要の措置を講じて、公安を維持する。

(事前の措置)

第45条 雑踏事故の発生が予想されるときは、おおむね次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 行事主催者その他の関係者との連絡
- (2) 実地調査
- (3) 消防機関、輸送機関その他の関係機関との協力
- (4) 交通規制
- (5) 広 報

(雑踏事故発生時の措置)

第46条 雑踏事故が発生したときは、おおむね次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 負傷者の救護
- (2) 交通規制
- (3) 広 報

附 則

- 1 この規則は、昭和38年12月1日から施行する。
- 2 警備実施要則（昭和29年国家公安委員会規則第15号）は、廃止する。